

ID: 3014

担当部署: 都市整備課

処分の概要	表示の停止その他の措置命令(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第19条第1項		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第19条の規定による。 (違反に対する措置)</p> <p>第19条 知事は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定めて、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。</p> <p>3 前項の規定により掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めてその期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日